

大都市制度（特別区設置）協議会

《第17回議事録》

- 日 時：平成30年12月27日(木) 15:40～15:54
- 場 所：大阪市役所7階 大阪市会 特別委員会室
- 出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、岩木均委員、河崎大樹委員、
(名簿順)横山英幸委員、花谷充愉委員、みつぎ浩明委員、杉本太平委員、
八重樫善幸委員、中村広美委員、角谷庄一委員、山下昌彦委員、
藤田あきら委員、徳田勝委員、黒田當士委員、川嶋広稔委員、
土岐恭生委員、山田正和委員、山中智子委員

(今井会長)

定刻となりましたので、第17回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

定足数の確認ですが、本日は2分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第6条第4項に基づく定足数に達し、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日の協議については、前回の法定協議会において議論のあった特別区の職員体制と財政調整に関しまして事務局に資料を作成させましたので、まずその説明をお聞きいただきたいと思ひます。

それでは、事務局より説明していただきたいと思ひます。

(事務局：小林制度企画担当部長)

私のほうから財政調整関係の提出資料についてご説明いたします。

資料1の大阪府に移管する事務に係る財政調整制度上の取扱いについてをご覧いただきたいと思ひます。

表紙をおめくりいただきまして、裏面のほうにこの資料の目的・位置づけを記載しております。

本資料は、大都市制度（特別区設置）協議会におきまして、財政調整制度に関して、大阪府に移管する事務に係る財源の考え方に関する資料を示すべきとの指摘があったことを踏まえまして、会長から資料作成の指示を受けて参考資料として作成したものでございます。

第9回協議会提出の特別区／大阪府・事務分担（案）〔資料編〕において大阪府に仕分けられた事務を対象に作成しております。

1ページをお開きください。

(1) 特別区素案における制度設計の考え方の役割分担の徹底の枠組みをご覧ください。素案では、現在大阪市が担っている機能のうち、広域機能を大阪府へ一元化し、基礎自治機能を特別区が担うという役割分担の徹底により、都市機能の強化と基礎自治機能の充実をめざす制度設計としています。

現在大阪市が実施している事務は、大都市地域における市町村事務であり、人口・企業

が高度に集積する大都市自治体として、税収力を生かして大都市特有の行政需要に対応していること、広域的な機能も一部であわせ持ちますが、いずれも市域の発展を通じて市民福祉の向上に資するものとして実施しているといった性格を持っているものと考えております。こうした事務を広域・基礎の役割分担を徹底する観点から、特別区と大阪府に仕分けをしております。

2ページをご覧ください。

こうした事務分担の徹底の上で、財政調整制度の設計においては、サービスの担い手や税の納め先が変わっても特別区と大阪府が現在の住民サービスを適切に提供できることを重視いたしまして財源を配分しております。点線枠囲みの図でお示しましたように、特別区と大阪府の事務分担（案）に応じて、大阪市の税や交付税等の財源を配分する設計となっています。また、左側の2つ目の枠囲みにありますように、地方制度調査会の答申においても、現在指定都市が処理している任意事務につきましても、道府県と特別区の間的事务分担に応じた財源上の配慮が必要とされているところでございます。

三角矢印下の枠囲みをご覧ください。

大阪府に移管する事務に係る財源は、財政調整制度により配分される財源と地方財政制度上の移転財源をマネジメントすることで対応することとなります。個別事務の一覧表は4ページ以降に整理しております。

次の3ページをご覧ください。

ここは東京において大都市事務が議論された検討経緯等をまとめているところでございます。平成12年施行の地方自治法改正以前の東京は、特別区は都の内部団体的な性格のものとしてされてきて、都は基礎自治体としての性格もあわせ持つとされておりましたが、改正自治法により、特別区が基礎自治体、都が広域自治体として位置づけられたことを契機に、都・区で議論されることとなったものでございます。既存の指定都市である大阪市をベースに特別区の設置を協議するといった現在の素案とは背景事情が異なりますが、参考として記載しております。なお、平成19年度から調整交付金の配分割合を52%から55%へ引き上げることにより、財源配分上の課題は一定整理されたものと考えております。このほか、法令等の規定につきましても参考として記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

4ページ以降は一覧表でございます。

4-1のページを例に資料の見方をご説明いたします。事務分担（案）の資料をもとに作成しております。ページの左上の部分に白抜き数字で01こどもとあるのが分野でございます。その下に、10母子及び父子並びに云々とあるのが事務区分、さらに下に細かい行で69母子父子とあるのが事務の名称でございます。この一覧表では細かな事務ごとに法令事務、任意事務などの種別や大都市特例等の別などを記載しております。一つ上位の事務区分ごとに事務の概要、所要一般財源の合計額及び財政調整制度の対象とする考え方をお示ししております。個々についての説明は省略いたしますが、後ほどご覧いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

(今井会長)

大下部長。

(事務局：大下制度調整担当部長)

引き続き、組織体制の提出資料について説明させていただきます。

資料2、組織体制（組織機構及び課・事業所別職員数）をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、裏面の資料の目的・位置づけのところでございますが、本資料は、協議会での指摘を踏まえまして、大阪市の人事室に意見を求め、その意見も考慮いたしまして、副首都推進局で作成したものでございます。素案ではイメージとしておりました組織機構と部局別職員数につきまして、今回は課・事業所レベルまで作成し、原案としてお示ししております。また、資料冒頭におきまして、今回の検討の前提とする人員マネジメントと特別区の組織体制の構築に向けた全体プロセスを提示しております。

1 ページをお開きください。

現実の職員配置の考え方であり、特別区の組織体制を構築する際の考え方ともなる人員マネジメントについてお示ししております。人員マネジメントとは、目標とする職員総数を設定した上で、既存の職員配置を精査しながら、新たな行政需要にも対応した増員も確保し、人的資源の全体最適をめざしていくものでございます。現実の職員配置では、事務事業ごとに業務量や従事人員を定量的に積み上げて配置を決定しているわけではなく、全市的な観点から体制整備を行っております。特別区におきましても、こうした人員マネジメントの考え方により、体制整備を図ることをお示ししております。

2 ページをお開きください。

特別区の組織体制の構築に向けたプロセスをお示ししております。現段階は、協定書の作成に向けた基本設計の段階であり、実際の職員配置につきましては、各局との綿密な協議・検討が必要不可欠でありますことから、特別区への移行時期やその時点での事務事業の状況など、さまざまな要素を考慮して設置準備期間中に決定していくことを想定しております。

3 ページは特別区素案における職員総数の算定についてお示ししております。今回の資料も、この算定を踏襲したものとなっております。

4 ページのほうをお開きください。

4 ページから7 ページは組織機構の原案でございます。課・事業所単位での基本的な組織と主な業務をお示ししております。このうち課につきましては、現在の大阪市に設置されている部単位で特別区における課を設置することを基本としております。また、事業所につきましては、機関の共同設置とする事業所、現在4カ所以上設置されている事業所などを特別区における事業所として設置することとしております。そのほか、特定の特別区のみで事業を実施する事業所につきましては、該当の特別区のみを設置することとしており、これらは7 ページの末尾でお示ししております。

8 ページ及び9 ページをお開きください。

課・事業所別職員数の算定をお示ししております。算定に当たりましては、大阪市の行政需要に応じて現在の職員配置が行われ、大阪市の特性が組織別構成比に反映されているという考え方を踏まえまして、各特別区の職員数を大阪市の組織別構成比、または現員数で配分することを基本とし、さらに事業所などでは個別の算定や調整を行っております。

10ページをお開きください。

特別区ごとの行政需要の差の反映についてお示ししております。個別の組織単位で見ますと、特別区間の行政需要に一定の差が存在しますことから、例えば市営住宅の戸数のように、人口以外に戸数などの指標を加味したほうが望ましいと考えられる部署につきましては、その指標を加味した職員数を各特別区に再配分いたしております。今回、再配分を行いました部署及び指標につきましては、23ページでお示ししておりますので、後ほどご参照願います。

11ページでございますが、再配分後の各特別区の職員数をお示ししております。行政需要の区間の差を一定考慮した結果であっても、4区の合計職員数は左側の素案と変わりませんが、特別区ごとで素案と比較いたしますと、それぞれ増減が生じております。

12ページをお開きください。

12ページから19ページは各特別区の組織機構と課・事業所別職員数をお示ししております。基本的な組織機構は4ページから7ページにお示したものと同様でございますが、現在、区画整理事務所がある第一区には区画整理事務所を設置し、中央卸売市場が存在する第二区や第四区には食品衛生検査所を設置するなど、特別区ごとに異なる組織機構となっております。また、職員数も市営住宅の戸数といった特別区ごとの行政需要の差を反映するなど、各特別区の特徴を一定反映させたものとなっております。

20ページから23ページは補足資料を添付いたしております。

本日の提出資料についての説明は以上でございます。

(今井会長)

ありがとうございました。

申し合わせにより、本日はただいまの事務局説明のみとなりますが、それを受けての質疑は次回の日程となりますので、資料の記載内容等で確認されたい点、ご意見等がありましたら、この際、ご発言をお願いいたします。

なお、発言される場合は、多くの府民の方が視聴されているインターネット配信をしています関係から、まず挙手をしていただき、私が指名をしてからマイクを通してご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

ないですか。別にないですか。

ないということですので、それでは特にご意見等がないようですので、本日の協議会はこれをもって終了とさせていただきます。

この後代表者会議を開催いたします。